

消費税増税に関する専用利用申請について

平素より香川県立武道館の運営におきまして格別のご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、このたび10月1日(火)より消費税が8%から10%に増税するにあたり、武道館の使用料も改定させていただきます。(使用料別添)

また、専用利用の申請におきましては従来通り、利用日の10日前までに申請していただき、10月以降利用のお支払いは10月1日(火)より受付いたします。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和元年9月1日
香川県立武道館